

エコパーク 21
長期包括運営業務委託

本業務に係る公表、配布資料等に対する質問の回答

平成28年 8月26日

生駒市

No	資料名	頁	項目	質問	回答
1	募集要項	3	第2章5(2)⑤	「本業務の終了日の36ヶ月前に、本市と受託者で本業務の延長について協議を開始する。また、本市と受託者が合意した場合は、合意された内容に基づき本業務は延長される。」と有りますが、随意契約により延長すると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	募集要項	4	第2章5(3)	「夜間は宿直により本件施設の異常に対処すること。」と有りますが、宿直業務を外部委託し異常発生時は運転員が対応することでも宜しいでしょうか。	募集要項（13頁）第5章 業務条件1(8)「本業務の委託」の記載のとおりです。
3	募集要項	4	第2章5(3)	「し渣の運搬」については、外部業者へ委託しても宜しいでしょうか。	「し渣の運搬」を外部業者へ委託する場合は、当該業務受託者を含む3者で別途契約を締結します。
4	募集要項	4	第2章5(3)	「水槽の清掃及び清掃汚泥の運搬」については、外部業者へ委託しても宜しいでしょうか。	「水槽の清掃及び清掃汚泥の運搬」を外部業者へ委託する場合は、当該業務受託者を含む3者で別途契約を締結します。
5	募集要項	15	第5章3	「特別目的会社等を設立しない場合、受託者自身の企業と独立した会計帳簿書類及び経理規定を分離して設け・・・」と有りますが、独立した会計帳簿書類として本業務単独の工事損益計算書を作成することで宜しいでしょうか。また、経理規定についても分離して設けることで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	優先交渉権者決定基準	1	1(1)③イ	「算定式を用いて得点化を行う。」と有りますが、算定式をご開示願います。	開示は行いません。

7	要求水準書	7	第1章2(13)(ア)	「放流水は下水道へ放流するため、奈良県と生駒市との協定書の内容を理解し放流に支障を来さぬよう努めること。」と有りますが、閲覧資料の中に含まれていませんでしたので、ご開示願います。	現在、協定書締結に向けた協議中であり、開示は行いません。 なお、協定書（案）の主な内容としては ・排水基準 ・測定の実施及び報告 ・施設への立入調査 ・水質事故等による措置 ・他市町村のし尿の受入 ・その他 となる予定であり、協定書締結後に情報提供します。 なお、下水放流に伴う処理費用としては、放流水1m ³ あたり180円（消費税を含まない）を予定しています。
8	要求水準書	9	第1章2(17)	「原因の所在に問わず処理費用は受託者の負担とする。」と有りますが、廃棄物の受け入れが不可能になった原因が貴市にある場合は廃棄物の転送先の処理費用は貴市負担と考えて宜しいでしょうか。また、天災暴動等により廃棄物の受け入れが不可能になった場合は、募集要項第5章1(3)②別表1のリスク分担表の6不可抗力リスクにあたるものと考えて宜しいでしょうか。	要求水準書に記載のとおり、原因の所在に問わず処理費用は受託者の負担とします。なお、原因の所在が本市にあった場合は、当該原因により受託者が負担した処理費用と通常要する処理費用との差額の負担について市は協議に応じるものとしますが、原因が第三者にあった場合は、その当該差額の負担については、受託者の責任において第三者と協議されるべきと考えます。また、受入不可能になった原因が天災暴動等による場合は、募集要項第5章1(3)②別表1のリスク分担表の6不可抗力リスクにあたるものと考えます。
9	要求水準書	13	第2章9	「電気・水・トイレットペーパー等に係る経費は原則的に委託料に含まれる」と有りますが、要求水準書P,3 図1.1.1 受託者の業務範囲には、電力及び上水については、「※契約、支払いは本市が実施」と記載があります。電気・水については貴市所掌と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 要求水準書第2章9に記載している「電気・水」は削除します。